

令和7年度答申第46号
令和7年10月10日

諮問番号 令和7年度諮問第20号（令和7年6月24日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 行政文書の開示実施手数料に係る減免申請拒否処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人Xが、A矯正管区長（以下「処分庁」という。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）14条2項の規定に基づき、開示請求1件による一部開示決定に係る行政文書について開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の免除の申請（以下「本件免除申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないとして、免除をしないとの決定（以下「本件免除申請拒否処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

（1）行政文書の開示請求

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）3条は、何人も、この法律の定めるところ

により、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」と規定している。

(2) 行政文書の開示決定

ア 情報公開法 9 条 1 項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならないと規定している。

イ 上記アの委任を受けて、情報公開法施行令 6 条 1 項は、情報公開法 9 条 1 項の政令で定める事項は、開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法（1 号）、開示の実施の方法ごとの開示実施手数料の額（2 号）などとする」と規定している。

(3) 手数料

ア 情報公開法 16 条 1 項は、開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示実施手数料を納めなければならないと規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令 13 条 1 項は、1 号において開示請求手数料の額を、2 号において開示実施手数料の額を定めている。

イ 情報公開法 16 条 3 項は、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条 1 項の手数料を減額し、又は免除することができる」と規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令 14 条 1 項は、行政機関の長（情報公開法 17 条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下情報公開法施行令 14 条において同じ。）は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる」と規定している。

そして、情報公開法施行令 14 条 2 項は、前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示決定をした行政機関の長に対してその求める行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならないと規定し、同条 3 項は、前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）11 条 1 項各号に掲げる扶助を受

けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならないと規定している。

(4) 権限又は事務の委任

ア 情報公開法 17 条は、行政機関の長は、政令で定めるところにより、第 2 章（3 条から 16 条まで）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる」と規定している。

イ 上記アの委任を受けて、情報公開法施行令 15 条 1 項（令和 3 年政令第 195 号による改正前のもの）は、行政機関の長は、情報公開法 17 条の規定により、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）9 条の地方支分部局の長に情報公開法第 2 章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる」と規定している。

ウ 上記イの委任を受けて、平成 14 年 8 月 8 日付け法務省秘公訓第 711 号大臣訓令「法務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関する訓令」は、「矯正管区長」に、法務大臣の所掌に係る情報公開法第 2 章に定める権限又は事務のうち、矯正管区及びその庁の管轄区域内に所在する刑務所、少年刑務所、拘置所等の所掌に係るものを委任すると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成 31 年 3 月 6 日から B 刑務所に収容されていた者であるが、令和 2 年 5 月 24 日に満期釈放となった。

(C 地方裁判所事件番号 a 訴訟救助申立事件についての同裁判所同年 11 月 20 日決定、同裁判所事件番号 b 訴訟救助申立事件についての同裁判所令和 3 年 2 月 8 日決定、領置金基帳 (B 刑務所))

- (2) 審査請求人は、令和 2 年 4 月 28 日付けで、処分庁に対し、情報公開法 3 条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(開示請求書 (受付番号 c 及び d))

- (3) 処分庁は、令和 2 年 8 月 31 日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として 630 円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）又は 1,360 円（全て複写機によりカラー及び白黒で複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(通知番号e))

- (4) 審査請求人は、令和2年9月29日付けで(処分庁の受付は同年10月1日)、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施方法等の申出をする際に、併せて、同年9月29日付け「開示請求費用免除申請書」(以下「本件免除申請書」という。)をもって、生活に困窮し政府から緊急小口資金の貸付けを受けており、開示費用を納付できないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料1,360円の免除を求める申請(本件免除申請)をし、疎明資料として①緊急小口資金の特例貸付の手続きガイド及び②預金通帳の写しを提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、本件免除申請書、緊急小口資金の特例貸付の手続きガイド、預金通帳の写し)

- (5) 本件免除申請について、処分庁は、審査請求人に対し、「求補正書」(令和2年10月19日付け)により、①開示実施手数料の免除として630円(全て複写機により複写したものの交付を希望する場合)又は1,360円(全て複写機によりカラー及び白黒で複写したものの交付を希望する場合)のいずれを申し出るのかを回答すること及び②疎明資料として同封されていた緊急小口資金の特例貸付の手続きガイド及び預金通帳の写しでは、審査請求人の資力を確認することができないことから、生活保護法に基づく扶助を受けているのであれば、そのことを証する書面を、生活保護を受けていないのであれば、審査請求人と同一世帯に属する者の全てについて非課税証明書等を送付するよう求めた。

(求補正書)

- (6) 審査請求人は、上記(5)の求補正に対し、補正書(令和2年10月24日付け)により、①開示実施手数料の免除として1,360円(全て複写機によりカラー及び白黒で複写したものの交付を希望する場合)を申し出ること、②疎明資料として社会福祉法人D都道府県社会福祉協議会が作成した「生活福祉資金貸付決定通知書(総合支援基金【生活支援費】・新型コロナウイルス特例)」(令和2年9月29日付け。以下「本件生活福祉資金貸付決定通知書」という。)を提出すること、③非課税証明書を取得するには費用がかかり、目的外使用になることから、本件生活福祉資金貸付決定通知書以外の資料は提出できないことなどを回答した。

(補正書、本件生活福祉資金貸付決定通知書)

- (7) 本件免除申請について、処分庁は、令和2年11月30日付けで、審査

請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、本件免除申請拒否処分をした。

（「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する通知（通知番号 f））

（８）審査請求人は、令和２年１２月１１日付けで（法務省の受付は同月１５日）、法務大臣（以下「審査庁」という。）に対し、本件免除申請拒否処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（９）審査庁は、令和７年６月２４日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

３ 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、政府により生活に困窮することが認められ「緊急小口資金の特例貸付」の決定を得ており、処分庁の決定時に、生活に困窮していることは明白な事実である。

また、審査請求人は、直近の裁判所の判断で、生活困窮が認められて「訴訟救助決定」も得ている。

その他、処分庁が主張するところは、審査請求人の諸般の状況を邪推したものでしかなく、決定に理由はない。

よって、本件免除申請拒否処分を取り消し、審査請求人が求めた減免請求を認めよ。

第２ 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人に対して、刑事施設収容中に定期的に金銭の差し入れがなされており、満期釈放日における領置金の残高は１１８万５，６７２円だったこと、審査請求人が刑事施設収容中に審査請求人本人を原告とする訴訟につき訴訟上の救助を求めた訴訟救助の申立て事件においても、審査請求人に定期的に金銭の差し入れがなされていたこと等で資力ありとして同申立てが却下されている事実が認められること、審査請求人は本件生活福祉資金貸付決定通知書をもって令和２年９月から同年１１月まで月額１５万円の貸付決定を受けており、同決定により審査請求人は生活保護を受給していないことが判明していること、処分庁が同年１０月１９日付け求補正書において提出を求めた同一世帯に属する者の全てについての非課税証明書等の提出がなかったこと、審査請求人が刑事施設を釈放された後に審査請求人本人を原告とする訴訟に

つき訴訟上の救助を求めた訴訟救助の申立て事件においても、満期釈放時に資力を所持していたことなどをもって資力が認められ、社会福祉法人D都道府県社会福祉協議会からの生活福祉資金の貸付手続では、必ずしも貸付けの申込みをした者の資力について客観的な疎明資料を要求するものではなく、資力を有しない者としての認定を左右するものでないなどとして、同申立てが却下されている事実が認められることから、審査請求人に資力がなかったとはいえず、処分庁が本件免除申請拒否処分をしたことに違法又は不当な点は認められない。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

審査請求の受付 : 令和2年12月15日

審理員の指名 : 令和6年7月19日

(審査請求の受付から約3年7か月)

反論書の提出期限 : 同年11月11日

審理員意見書の提出 : 令和7年3月10日

(反論書の提出期限から約4か月)

本件諮問 : 同年6月24日

(審理員意見書の提出から約3か月半、審査請求の受付から約4年6か月)

(2) そうすると、本件では、①審査請求の受付から審理員の指名までに約3年7か月、②反論書の提出期限から審理員意見書の提出まで約4か月、③審理員意見書の提出から諮問までに約3か月半を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約4年6か月もの長期間を要している。

しかし、上記①から③までの各手続に上記の期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。特に、上記①の手続については、約3年7か月以上もの期間を要しているが、審理員の指名にそのような長期間が必要であったとは考えられない。

そして、審査庁は、審査請求人による別件の審査請求事件（令和6年度諮問第1号事件（令和6年度答申第5号）及び令和6年度諮問第11号事件（令和6年度答申第13号））のてん末を待っていたなどと説明するが、令

和6年度答申第5号は令和6年5月10日に、同答申第13号は同年6月21日にされており、それ以降、本件諮問までに1年以上もの長期間を要したことにつき、特段の事情があったとは認められない。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項）から、審理員及び審査庁が上記の各手続を遅延したことにより、本件審査請求の受付から本件諮問までに約4年6か月以上もの長期間を要したということは、上記目的に甚だしくもとるものといわざるを得ない。

審査庁においては、行政不服審査法の上記目的を達成することができるように、審査請求事件の処理体制を見直すとともに、その進行管理の仕方を改善されたい。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件免除申請拒否処分の違法性又は不当性について

- (1) 情報公開法施行令14条1項によれば、行政文書の開示を受ける者は、経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められなければ、開示実施手数料の減額又は免除を受けることができない。
- (2) そこで、審査請求人に本件免除申請時に開示実施手数料を納付する資力がなかったか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人が、本件免除申請をした際に、開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として処分庁に提出した緊急小口資金の特例貸付の手続きガイド及び審査請求人名義の預金通帳の写しによれば、令和2年9月11日に「振込名義E」から20万円が振り込まれたことが確認でき、審査請求人は、社会福祉法人D都道府県社会福祉協議会から、当該振込により、生活福祉資金として緊急小口資金の特例貸付を受けたことが推認される。

イ また、審査請求人が、処分庁による求補正に応じた際に、開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として提出した本件生活福祉資金貸付決定通知書によれば、審査請求人は、令和2年9月29日付けで生活福祉資金（総合支援資金【生活支援費】・新型コロナウイルス特例）の貸付決定（同月から同年11月までの3か月間に合計45万円を貸し付けるもの）を受けたことが認められる。

ウ しかしながら、審査請求人がその提起した訴訟につき申し立てた訴訟

救助の申立て事件（C地方裁判所事件番号b）に係る却下決定（令和3年2月8日）においては、審査請求人は生活福祉資金の貸付けを受けているが、当該貸付手続では、必ずしも貸付けの申込みをした者の資力について客観的な疎明資料を要求するものではないと認められるから、当該貸付けを受けた事実が審査請求人の資力に係る認定を左右するものではないとされているほか、同じく審査請求人がその提起した訴訟につき申し立てた訴訟上の救助の申立て事件（C地方裁判所事件番号g）に係る却下決定（同年11月26日）においては、審査請求人が上記イの貸付けを受けたことを認定した上で、当該貸付けに当たっていかなる資料に基づきどのような審査がされたのかは明らかでないから、当該貸付けを受けた事実が審査請求人の資力に係る認定判断を左右するものとはいえないとされている。

したがって、上記ア及びイの貸付けを受けた事実は、本件免除申請時の審査請求人の資力の有無の判断に直ちに資するとはいえず、審査請求人は、令和2年5月24日に釈放された際に領置金の残高として118万5,672円を有していた（領置金基帳）一方、これらの貸付けに係る資料の他に、開示実施手数料を納付する資力がないことを的確に示す資料を処分庁に対して提出していないのであるから、審査請求人に本件免除申請時に開示実施手数料を納付する資力がなかったと認めることはできない。

- (3) したがって、上記(2)のア及びイの貸付けを受けたという事実のみをもって、審査請求人に本件免除申請時に開示実施手数料を納付する資力がなかったと認めることはできない。

なお、審査請求人は、審査請求に際し、直近の裁判所の判断により生活困窮が認められ、訴訟救助決定を得ているとして、令和2年11月24日付けの訴訟上の救助の付与の決定に係る決定書の写し（F地方裁判所事件番号h）を提出し、本件免除申請拒否処分には理由がないと主張しているが、当該決定は、特定の個人を被告として審査請求人が提起した損害賠償等請求事件に係る訴えの提起の手数料1万8,000円並びに郵便、送付及び送達費用について訴訟上の救助を付与したものであって、いかなる主張及び疎明資料に基づきどのような審査がされたのかは明らかではなく、そのような決定がされた事実をもって、直ちに、既に述べたような資料の提出しかなかったことを踏まえてされた本件免除申請拒否処分についての評価に影響を及ぼすと認めるべき根拠は見いだし難いから、審査請求人の上記

主張は採用できない。

(4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、本件免除申請拒否処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの本件諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美